カイゼン報告用紙

課等名	市民税課	受　理　番　号	23—K010

標　　題	未申告法人の捕捉による税収確保

1　これまでのやり方（問題点）……何がどのように問題であったか具体的に

法人市民税の課税対象である法人は、登記のみで実体がないもの、登記上の本店所在地と開設場所が異なっているもの、また、屋号やフランチャイズ形式等で法人名と名称が異なっている等、事業所等の外観では経営主体が誰なのかわからないものが数多く存在するため、未申告の調査がしにくい状況です。

これまでの対応としては、①県税事務所から送付される法人税等の通知書にある法人が未申告である場合には調査を行い対応し、②法人台帳に登録はあるものの申告期限から3か月を経過しても申告のない法人については、毎月法人課税台帳からリストとして抽出していましたが、それ以外の対応（他の方法での調査、申告の慫慂等）をあまり行っていなかったため、未申告のまま営業活動を続けている法人が相当数存在している可能性がありました。

この状況を踏まえ、昨年12月に県内18市に照会した「未申告法人の調査」では、ほとんどの市が「あまり対応していない」旨の回答でした。

このため、昨年から本市独自に未申告法人対応フローを作成しました。

2　取組内容（改善内容）……実施（改善）した方法について具体的に

昨年末頃から、従来方法に加えて新たに「未申告法人対応フロー」（適宜更新）を作成し、対応しています。以下はその概要です。

●法人台帳に登録のない法人について

①軽自動車税課税台帳等の他税務台帳をベースに、各種資料（商工リサーチ、インターネット等）からの情報を加味し、法人台帳と突合し、未申告法人がいないか調査する。

②調査の結果、未申告の疑いがあるものについては、必要に応じて商業登記簿の入手、県税事務所・他市への調査、現地調査等を経て絞り込みを行う。

③絞り込みの結果、未申告であることが確実な法人に対し、現地訪問又は通知にて法人設立届の提出及び申告の慫慂を行う。

※未申告法人については、最大過去5年分の申告を慫慂しています。また、再三の慫慂にも関わらず申告をしない場合には、市が独自に賦課決定を行う準備も平行して行っています。

3　改善の効果……効果について数量等を具体的に

効果額 （算定根拠）	昨年末頃から上記の取組みを開始したところ、現在（平成23年6月30日）までに84法人を抽出し、内11法人から、総額3,495,100円分（※金額は調定額、過去の事業年度分も含む）の確定申告書の提出がありました。そのほぼ全てが既に納付済であり、延滞金も別途徴収できています。
時間の節減 （算定根拠）	調査や対応に費やす時間は増えましたが、基本的に定時時間内で対応できています。
その他の 効果	未申告状態の法人を様々な方法で抽出し、調査、対応することで、実際には既に廃業していたり、事実上休業状態の法人も把握することができるため、元来法人課税台帳上では法人として存在しているが未申告として捉えていた法人を台帳から除却することもできるので、本市内における法人数等のデータの正確性を向上させることができます。